

伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター設置規則(平成28年伊勢原市規則第17号)第1条の規定により設置された伊勢原市成年後見・権利擁護推進センター(以下「センター」という。)が実施する事業(以下「事業」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市は、事業の全部又は一部を社会福祉法人伊勢原市社会福祉協議会等適切な事業運営が確保できると認められる法人に委託して実施することができる。

2 前項の規定により事業を受託した者は、事業を実施するに当たり専門的な知識及び技能を必要とする場合は、事業の一部を再委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として市内に住所を有する者又はこれに準ずる者で次に掲げるものとする。

- (1) 65歳以上の高齢者及びその親族
- (2) 障害者(児)及びその親族
- (3) その他市長が必要と認める者

(事業内容)

第4条 センターは、市と連携し、成年後見制度及び権利擁護における中核的な役割を果たす機関として次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 成年後見制度及び権利擁護に関する相談及び支援に関する事業
- (2) 成年後見制度及び権利擁護に関する広報、普及及び啓発に関する事業
- (3) 成年後見制度及び権利擁護に係る関係機関との連携に関する事業
- (4) 市民後見人の育成、活用及び支援に関する事業
- (5) 伊勢原市市民後見人バンクに関する事業
- (6) 権利擁護協力員に関する事業
- (7) その他市長が必要と認める事業

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (平成28年3月28日告示第58号)

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第54号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。